

# 出産費等に関する改正について

(平成21年10月1日～)

緊急の少子化対策の一環として、出産に係る経済的負担を軽減し、安心して出産できるよう健康保険法施行令等が一部改正されたことに伴い、地方公務員等共済組合法施行令の一部も改正され、暫定措置として平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間の出産について、次のとおり出産費・家族出産費の引き上げ及び医療機関等への直接支払制度が創設されました。

## 出産費等の支給額の引き上げ

平成21年10月1日から平成23年3月31日までの出産について、出産費等の支給額が右のとおり4万円引き上げられました。

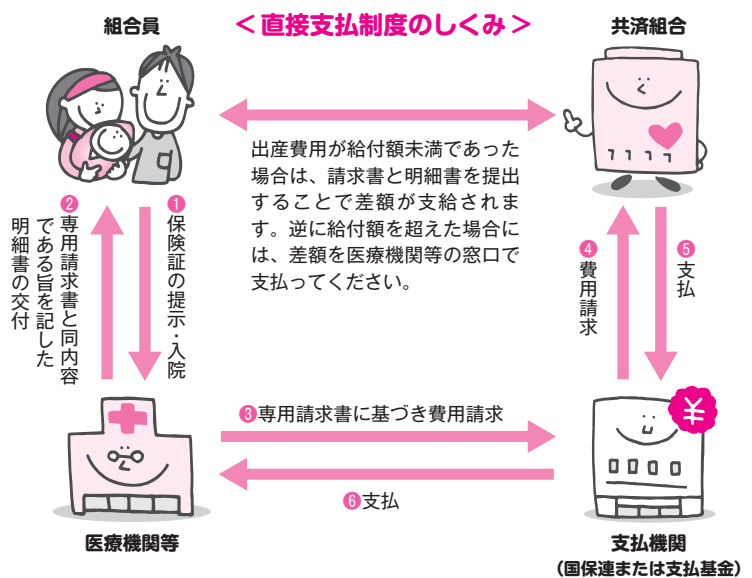
したがって、産科医療補償制度加入医療機関等で出産した場合は420,000円(死産を含み、在胎週数第22週以降のものに限る)、それ以外の場合は390,000円が支給されることになります。

■ 出産費等の 支給額の比較	改正前	改正後
	平成21年9月30日 までの出産	平成21年10月1日から 平成23年3月31日までの出産
産科医療補償制度 に加入している 医療機関等	380,000円	<b>420,000円</b>
産科医療補償制度 に未加入の 医療機関等	350,000円	<b>390,000円</b>

## 出産費等の医療機関等への直接支払制度

出産する医療機関等で退院するまでの間に手続きを行うことにより、共済組合が出産費等を直接医療機関等へ支払うことができます。これにより組合員等は、出産費等の額を超えた分のみを医療機関等へ支払えばよいことになります。なお、出産費用が出産費等の額を下回る場合、差額は組合員からの請求(出産費用の領収・明細書の写し等の添付要)に基づき組合員に支払われます。

※退職後も当共済組合に1年以上の加入期間があり、退職後6ヵ月以内の出産である等の要件を満たせば出産費を受けることができます。退職後に直接支払制度を利用する場合には、当組合の資格喪失証明書が必要となります。



### ■ 手続きの流れ

#### 直接支払制度

(平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間)

退院までに直接支払制度を活用することを書面により医療機関等と合意する。

出産費用が出産費等の支給額を超えた場合に超えた分を医療機関等に支払う。

- ※この直接支払制度を希望しない場合は、従来どおり出産後、医療機関等へ費用を支払った後において、共済組合へ請求書(出産費用の領収・明細書の写し等の添付要)を提出することとなります。
- ※直接支払制度の実施について、厚生労働省より準備等が整わないなどの事由により直ちに実施が困難な医療機関等にあつては、例外的に適用を猶予する措置が講じられていますので、事前に医療機関等に確認願います。
- ※直接支払制度の創設により、従来の受取代理制度は、平成21年9月30日で廃止されました。